

## 区分所有法 罰則 管業 H01-35-3 <<#815>>

【問】 正誤をつけよ。

監事は、集会の議事において、管理者の管理事務についての監査報告を怠った場合に、過料に処せられる。

【答え】 誤り

### <<ポイント>> 罰則 管業【発展】 宅建【発展】

行為をした**管理者、理事、規約を保管する者、議長**又は清算人には、一定の行為をした場合に、20万円以下の**過料**に処するという規定があるが、**監事について過料に処する**という規定はない。

- ⇒ 20万円以下の過料(一例)
- 規約の保管を怠った…管理者
  - 管理組合法人の登記を怠った…理事
  - 集会の議事録を作成しなかった…議長